

会 議 概 要 書

審議会等の名称	平成 29 年度第 2 回磐田市民文化会館等運営委員会
担 当 部 課 名	自治市民部 文化振興課
会議の開催日時	平成 30 年 1 月 30 日 (火) 午前 10 時 30 分から午前 11 時 45 分
開 催 場 所	磐田市文化振興センター3 階 視聴覚室
出席者 (職・氏名)	○学識経験者 3 名 ○市民の代表者 2 名 ○市議会議員 2 名 ○自治市民部 ○教育部長 以上 9 名
議 題	① 委員任期について ② 平成 29 年度文化芸術振興計画 実施計画報告について ③ 平成 29 年度磐田文化振興会事業 結果報告について ④ 第 2 次磐田市文化芸術振興計画について
配付資料等の件名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 運営委員名簿 ・ (資料 1) 運営委員会委員任期の変更について ・ (資料 2) 平成 29 年度磐田市文化芸術振興計画 実施計画結果報告 ・ (資料 3) 平成 29 年度磐田文化振興会事業実施結果 ・ 資料「磐田市文化芸術振興計画とは」 ・ 第 2 次磐田市文化芸術振興計画 冊子 ・ 第 2 次磐田市文化芸術振興計画 概要版 ・ 磐田市民文化会館等運営委員会条例の写し
概 要	<p>【会議内容】</p> <p>① 委員任期について</p> <p>② 平成 29 年度文化芸術振興計画 実施計画報告について</p> <p>③ 平成 29 年度磐田文化振興会事業 結果報告について</p> <p>④ 第 2 次磐田市文化芸術振興計画について</p> <p>資料に基づき説明 (承認事項)</p> <p>今回の委員の任期を平成 29 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年半とする。</p> <p>(主な質疑応答)</p> <p>委 員：第 2 次振興計画について、“創造”という言葉の追加と“ほんもの”を“優れた文化芸術”に変更した理由は。</p> <p>事務局：主体的に文化芸術を考えていくという意味の“創造”という言葉を追加。また、“ほんもの”と“優れた文化芸術”については、意味は同じだが、“ほんもの”は定義が曖昧のため、具体的な言葉に変更した。</p> <p>委 員：舞台芸術・音楽などは本計画に含まれているが、アート・美術も計画の範囲か。また、方針 3 の施策「自発的活動と創造連携の促進」には、子どもの芸術文化等も含まれているか。</p> <p>事務局：美術・アートも計画の範囲。各分野における子どもを対象とした文化活動もこの計画に含まれると考えている。</p> <p>委 員：方針 2 の施策「創造・鑑賞事業」における、“交流センター等</p>

	<p>で市民が身近に芸術文化作品を鑑賞できるよう支援する”とはどういうことか。</p> <p>事務局：交流センターの舞台を使用した公演のような大きなものから、小さな市民展示も含め、支援する。</p> <p>委員：市の主な役割の“国や県と連携して芸術創造環境の向上を図る”とは。</p> <p>事務局：国や県の補助金等を活用していくことは難しい。現在、国や県の法改正を反映させていくところに留まっているが、今後ともアンテナを高くし、国や県の動きに対応したい。</p> <p>委員：磐田文化振興会で、今後、外国人対象の事業も視野に考えるべきか。</p> <p>事務局：第2次計画の中で方針4の施策に「文化芸術を介した相互理解による多文化共生の推進」を掲げている。今後10年間の中で、多文化共生を視野に入れた事業を実施したい。</p>
備 考	